

第 5-101 号第一調整池外 8 施設水位計更新工事における最低制限価格算定基
準について

当該工事の最低制限価格算定基準については、下記の業種区分により算出した①から④の
合計額（千円未満切り捨て）を合算したものを最低制限価格とする。

業種区分	①	②	③	④
電気設備工事	機器費×0.907 +直接工事費× 0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費 ×0.68